

岩手県告示第 245 号

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定（平成 10 年岩手県告示第 1027 号）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 19 年 3 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前		改正後	
2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所		2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所	
<p>法第10条第1項の認証を受けて設立しようとする特定非営利活動法人、法第25条第3項の認証を受けて定款を変更しようとする特定非営利活動法人又は法第34条第3項の認証を受けて合併後存続する特定非営利活動法人若しくは合併によって設立する特定非営利活動法人（以下「設立法人等」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合</p>	[略]	<p>法第10条第1項の認証を受けて設立しようとする特定非営利活動法人、法第25条第3項の認証を受けて定款を変更しようとする特定非営利活動法人又は法第34条第3項の認証を受けて合併後存続する特定非営利活動法人若しくは合併によって設立する特定非営利活動法人（以下「設立法人等」という。）の主たる事務所が盛岡市、八幡平市、岩手郡及び紫波郡の区域内に所在する場合（<u>紫波郡のうち紫波町にあつては、紫波町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。</u>）</p>	[略]
<p>設立法人等の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合</p>	奥州市水沢区大手町一丁目2番地 県南広域振興局 <u>地域支援部</u>	<p>設立法人等の主たる事務所が奥州市及び胆沢郡の区域内に所在する場合（<u>奥州市にあつては、奥州市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。</u>）</p>	奥州市水沢区大手町一丁目2番地 県南広域振興局 <u>経営企画部</u>
<p>設立法人等の主たる事務所が花巻市及び遠野市の区域内に所在する場合</p>	[略]	<p>設立法人等の主たる事務所が花巻市及び遠野市の区域内に所在する場合（<u>花巻市にあつては、花巻市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。</u>）</p>	[略]
<p>設立法人等の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合</p>	[略]	<p>設立法人等の主たる事務所が北上市及び和賀郡の区域内に所在する場合（<u>北上市にあつては北上市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人</u></p>	[略]

[略]		[略]	
設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合	[略]	設立法人等の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合 <u>(大船渡市にあつては、大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。)</u>	[略]
設立法人等の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在する場合	[略]	設立法人等の主たる事務所が釜石市及び上閉伊郡の区域内に所在する場合 <u>(釜石市にあつては、釜石市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。)</u>	[略]
[略]		[略]	
設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合	[略]	設立法人等の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合 <u>(九戸郡のうち洋野町にあつては、洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する設立法人等に限る。)</u>	[略]
[略]		[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。